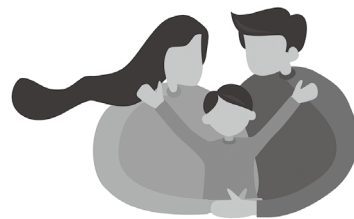


私の

育休報告



当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の出生日から2年以内に申請することにより、12か月分（多胎出産の場合は18か月分）の会費免除を行っています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。

No. 50 業務と育児の両立のために工夫したこと

男性会員（63期）

私が業務と育児の両立のために工夫したことは、まず、事務所の全員に対して、子どもが生まれること、したがって普段どおりに業務ができない事態がありうることを事前にアナウンスすることでした。

これにより所員はあらかじめ心の準備ができ、私が平常と違う出退勤になったり、妻や子どもの体調不良等によって私が突然休みやテレワークになったりしても、慌てることなく業務ができたと思います。

また、パートナー弁護士も、事務所の事務面を積極的に引き受けてくれたり、遠方への出張になりそうな新規事件はなるべく配点しないようにしてくれたり、多くの配慮をしてくださいました。

次に私が工夫したことは、育児に不可欠とは言えない家事について、頑張りすぎないことでした。

例えば、私や妻の食事についてはデリバリーや総菜の調達等で済ませたり、部屋や水回りの掃除について家政婦さんを頼んだり（区のサービスで安く頼むことができました）、洗濯についても乾燥機付洗濯機を購入したりと、育児に不可欠とは言いがたい家事の負担を減らしました。

これにより家族内での精神的ストレスが軽減され、結果として業務と育児に集中できたと思います。

育児をしている弁護士の方にも様々な立場の方がいらっしゃるの、私の話がどの程度参考になるかは分かりませんが、業務と育児を両立させるために事務所側と家庭側のいずれもの協力や認識共有が重要だということは確かだと思います。私の話が少しでも参考になれば幸いです。

No. 51 小さな工夫をこつこつと！

女性会員（67期）

2021年7月に第一子となる長男を出産し、約9か月の育児休業を経て、翌4月の保育園入所と同時に、事務所に復帰しました。

育休中は、事務所業務は行っていなかったものの、個人事件や委員会活動は続けていました。また復帰後は、基本的に9～17時の時間帯で働いています。そのような中で、私が業務と育児の両立のために工夫していた／いることを、ご報告します。

*育休中に裁判所等に行くときは、夫の都合がつかなければ、区のファミリーサポート制度を利用して、子どもを数時間だけ預ける（サポーターの方に家に来てもらうのではなく、児童館で過ごしてもらうことができたので、預けやすいと感じました。)

*保育園と家の距離を可能な限り近づける（妊娠中から、区のHPとグーグルマップを活用して保育園を探し、近い順にリスト化したうえ、散歩がてら、登園のしやすさなどを確認していました。)

*子どもの体調不良で保育園を休む際は、なるべく丸一日仕事を休まないように夫婦で調整し合う。

*育児の役割分担で、仕事時間を確保する（私が保育園のお迎えを担当する代わりに、寝かしつけを夫に担当してもらい、夜仕事をする時間を確保しています。)

*子どもが風邪を引いたら、自分が体調を崩す前に葛根湯を飲んで寝る。

このように、1つ1つは小さな工夫だと思いますが、その積み重ねで、何とか弁護士業務を続けることができていると感じています。今後も、家族で協力し合いながら、業務と育児の両方を楽しめたらと思っています。 ■

「早期独立・産休育休明け 弁護士等に関する 経済的支援制度」の案内

当会では、一定の要件を満たした会員に対して、支援金を支給する制度を設けています。この度、制度が新しくなり、対象者が拡大しました！登録を取り消さず産休育休期間の一般会費免除を受けた方も利用できます。詳細は、会員サービスサイトの「届出・手続き各種証明等」のページをご覧ください。